

受付印

殿

申告年月日

年	月	日
---	---	---

(ふりがな)

法人名

代表者名
(ふりがな)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆	十億	百萬	千	百
(				)

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前資	期本	末金	現等	在の	の額
----	----	----	----	----	----

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の

道府県民税
事業税
特別法人事業税

の予定申告書

事業				税				道府県民税					
前事業年度の事業税額(64の金額)				⑧	兆	十億	百万	千	円	00			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割額(65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑨	兆	十億	百万	千	円	00			
付加価値割額(66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑩						00			
資本割額(67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑪						00			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割額(68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑫	兆	十億	百万	千	円	00			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割額(69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑬	兆	十億	百万	千	円	00			
付加価値割額(70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑭						00			
資本割額(71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑮						00			
収入割額(72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑯						00			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割額(73× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑰	兆	十億	百万	千	円	00			
資本割額(74× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑱						00			
収入割額(75× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				⑲						00			
特別 事業 法人 税	前事業年度の特別法人事業税額(87の金額)			⑳						00			
	特別法人事業税額(20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)			㉑						00			
	予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)			㉒						00			
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額			㉓						00			
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 ㉒-㉓				㉔						00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				㉕									
前事業年度の法人税割額(35の金額)				①						00			
予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				②						00			
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人 税割額				③						00			
この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③				④						00			
均 等 割 額	算定期間中において 事務所等を有していた月数			⑤						月			
	円× $\frac{⑤}{12}$			⑥	兆	十億	百万	千	円	00			
この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥				⑦						00			
この申告の期間					:			:					
前事業年度の期間					:			:					
通算親法人の事業年度 の期間					:			:					
備考													
関与税理士 署名													
				(電話)									

第六号の三様式（その3）

（用紙日本産業規格A4・草色）

〔第三条・第五条・第十条の二関係〕

		事業年度		・ ・		法人名									
前事業年度の事業税額の明細								前事業年度の法人税割額の明細							
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		②6		兆 十億 百万 千 円 ()			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業															
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円						法 人 税 割 額	②7					
	所 得 金 額	③8					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額	②8					
付加価値割	付加価値額総額	③9							税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	②9					
	付 加 価 値 額	④0					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	③0					
資本割	資本金等の額総額	④1							外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	③1					
	資 本 金 等 の 額	④2					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③2					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業								租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		③3					
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額	③4					
	収 入 金 額	④4					兆 十億 百万 千 円		②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3 ③4のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	③5					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業								差 引 法 人 税 割 額 ③4-②9-③5		③6					
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円						前事業年度の特別法人事業税額の明細						
	所 得 金 額	④6					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 (76× / 100)	⑦6	兆 十億 百万 千 円 .00				
付加価値割	付加価値額総額	④7							同上に対する特別法人事業税額 (76× / 100)	⑦7					
	付 加 価 値 額	④8					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 (78× / 100)	⑦8			.00		
資本割	資本金等の額総額	④9							同上に対する特別法人事業税額 (78× / 100)	⑦9					
	資 本 金 等 の 額	⑤0					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 (80× / 100)	⑧0			.00		
収入割	収入金額総額	⑤1							同上に対する特別法人事業税額 (80× / 100)	⑧1					
	収 入 金 額	⑤2					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 (82× / 100)	⑧2			.00		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業								同上に対する特別法人事業税額 (82× / 100)		⑧3					
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円						合計特別法人事業税額 (77)+⑦9+⑧1+⑧3)	⑧4					
	付 加 価 値 額	⑤4					兆 十億 百万 千 円		仮 装 経 理 に 基 づ く 特 別 法 人 事 業 税 額 の 控 除 額	⑧5					
資本割	資本金等の額総額	⑤5							租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧6					
	資 本 金 等 の 額	⑤6					兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 ⑧4-⑧5-⑧6	⑧7					
収入割	収入金額総額	⑤7													
	収 入 金 額	⑤8					兆 十億 百万 千 円								
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8				⑤9											
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				⑥0											
事業税の特定寄附金税額控除額				⑥1											
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑥2											
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑥3											
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2-⑥3				⑥4											
⑥4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
	所得割	⑥5	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑥6	兆 十億 百万 千 円								
	資本割	⑥7			収入割	⑥8									
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業														
	所得割	⑥9	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑦0	兆 十億 百万 千 円								
	資本割	⑦1			収入割	⑦2									
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業														
					付加価値割	⑦3	兆 十億 百万 千 円								
資本割	⑦4	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑦5										